

第4節 市民税課

〔総括概要〕

自主財源である市税については、その重要性がますます高まり、これまで以上に厳正・公平な税務行政の執行が求められており、常に適正課税と負担均衡の実現を本旨として業務執行に当たった。

本旨達成のために取り組んだ主な業務については、市民税関係では、課税客体を適正に把握するため、個人住民税未申告者に対する申告の催告や臨戸訪問を実施した。また、一層の税収確保に向けて、県税事務所と共同で、未申告法人の活動状況調査や申告指導を実施した。

保険税（料）関係では、転入者や非課税年金受給者に対しての適正な賦課をするため、簡易申告等を実施した。

軽自動車税関係では、課税客体を適正に把握するため、車両の現況調査等を実施した。

税政係

1 調定額

(単位：千円)

税目 \ 区分	本年度	前年度
市民税	10,369,870	10,248,436
軽自動車税	449,568	427,036
市たばこ税	1,089,219	1,158,954
鉱産税	3,142	3,009
入湯税	13,040	12,054
国民健康保険税	6,635,992	6,354,229
後期高齢者医療保険料	1,304,133	1,219,971
介護保険料	2,973,303	2,905,831

2 賦課状況

(1) 軽自動車税 (4月1日現在)

(課税状況調より)

区 分 車 種		総台数 (台)	課税外台数(台)		課税台数 (台)	税 額 (千円)		
			非課税	減免				
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下		6,001	55	3	5,943	11,886	
	51cc～90cc		512	1	—	511	1,022	
	91cc～125cc		749	13	—	736	1,766	
	ミニカー		114	—	—	114	422	
	小 計		7,376	69	3	7,304	15,096	
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二輪車	二輪車		2,042	5	1	2,036	7,329
		三輪車		1	—	—	1	4
	四輪車	乗用	営業用	8	—	3	5	27
			自家用	24,685	53	438	24,194	174,197
		貨物	営業用	136	—	—	136	408
			自家用	6,484	44	68	6,372	25,488
	新税率適用分	乗用	営業用	1	—	—	1	7
			自家用	2,529	2	57	2,470	26,676
		貨物	営業用	33	—	—	33	125
			自家用	897	7	7	883	4,415
	重課適用分	乗用	営業用	2	—	—	2	16
			自家用	6,755	15	186	6,554	84,547
		貨物	営業用	32	—	—	32	144
			自家用	5,425	25	68	5,332	31,993
	7.5%軽課適用分	乗用	営業用	—	—	—	—	—
			自家用	—	—	—	—	—
		貨物	営業用	—	—	—	—	—
			自家用	1	1	—	—	—
	5.0%軽課適用分	乗用	営業用	—	—	—	—	—
			自家用	958	1	25	932	5,032
		貨物	営業用	—	—	—	—	—
			自家用	—	—	—	—	—
	2.5%軽課適用分	乗用	営業用	—	—	—	—	—
自家用			767	1	22	744	6,026	
貨物		営業用	2	—	—	2	6	
		自家用	74	—	1	73	278	
小型特殊	農耕作業用		7,135	17	1	7,117	17,078	
	フォークリフト等		474	2	—	472	2,785	

	小 計	58,441	173	877	57,391	386,581
	二輪の小型自動車	2,796	25	—	2,771	16,626
	合 計	68,613	267	880	67,466	418,303

(2) 市たばこ税

区 分	課税標準数量(本)	返還控除数量 (本)	差引数量(本)	申告納付額(円)
一般品	202,986,712	1,011,840	201,974,872	1,062,791,769
旧三級品	7,971,860	10,180	7,961,680	26,327,405
手持ち品	232,060	—	232,060	99,786
合 計	211,190,632	1,022,020	210,168,612	1,089,218,960

※平成28年4月税率改正により旧三級品の税率が段階的に引き上げられた事から手持ち品課税が行われた。

(3) 鉱産税

区 分	数量(t)	価格(円)	課税標準額(千円)	税額(円)
石灰石 第1類	26,122	7,836,600	—	—
ドロマイト	218,300	87,320,000		
石灰石 第2類	706,691	176,672,750		
珪 石	91,621	45,810,605		
合 計	1,042,734	317,639,955	317,619	3,142,400

(4) 入湯税

区 分	税率(円/人)	人数(人)	税額(円)
日帰り	50	254,557	12,727,850
宿 泊	150	2,084	312,600
合 計		256,641	13,040,450

3 諸証明等の交付(栃木地域分)

区 分	件・冊・枚数		摘 要
	有 料	無料(公用等)	
諸 証 明	29,031	555	<ul style="list-style-type: none"> ・納税、所得及びその他の証明 1件につき200円 ・土地及び建物の評価証明 1件につき200円 ただし、土地は5筆、建物は5棟以下を1件とし1件増すごとに100円を加算する。 ・住宅用家屋証明 1件につき1,300円
公簿閲覧	4,581	1,517	<ul style="list-style-type: none"> ・資産台帳の閲覧 1冊につき200円 ・公簿等の写し 1枚につき200円
合 計	33,612	2,072	

市民税第1係

市民税第2係

(平成29年度課税状況調より)

1 個人市民税賦課状況 (7月1日現在)

(1) 所得区分別市民税額調

(単位：千円)

区 分	金 額	所 得 区 分 別 金 額					
		給 与	営 業	農 業	そ の 他	分離譲渡	
所得金額	207,661,202	175,985,854	8,467,047	2,139,716	17,459,406	3,609,179	
所 得 控 除 額	雑 損	5,513	2,486	—	138	2,086	803
	医 療 費	1,395,000	798,931	106,992	46,236	390,117	52,724
	社会保険料	36,918,811	32,523,245	1,265,725	320,986	2,441,673	367,182
	小規模企業共済掛金	617,285	358,757	177,282	9,955	38,829	32,462
	生命保険料	2,549,289	2,195,879	105,586	23,346	199,509	24,969
	地震保険料	96,896	62,531	6,191	5,847	19,591	2,736
	障 害 者	657,760	425,860	37,960	11,060	164,720	18,160
	寡 婦	351,200	284,620	9,100	1,080	50,860	5,540
	寡 夫	45,500	37,700	3,120	520	3,900	260
	勤労学生	2,340	2,340	—	—	—	—
	配 偶 者	5,434,290	3,773,670	160,080	28,720	1,402,180	69,640
	配偶者特別	452,940	363,570	17,270	1,800	66,860	3,440
	扶 養	5,955,790	5,143,390	349,370	118,190	259,240	85,600
	同居特別障害者	144,210	110,400	8,510	3,220	19,550	2,530
	基 礎	23,841,510	19,349,880	858,660	187,110	3,222,450	223,410
計	78,468,334	65,433,259	3,105,846	758,208	8,281,565	889,456	
課税標準額	134,243,336	110,552,595	5,361,201	1,381,508	9,177,841	7,770,191	
税 額	算出税額	7,901,532	6,630,779	321,570	82,868	550,278	316,037
	調整控除額	153,139	119,390	6,351	1,564	24,649	1,185
	配当控除額	6,725	1,712	24	5	4,439	545
	住宅借入金等 特別税額控除	120,696	117,173	2,951	206	211	155
	寄附金税額控除	51,672	40,192	3,954	99	1,976	5,451
	外国税額控除	—	—	—	—	—	—
	税額調整額	1,062	856	42	—	164	—
	配当割額等控除額	7,587	1,090	144	—	2,230	4,123
	減免税額	225	225	—	—	—	—

所得割額	7,560,426	6,350,141	308,104	80,994	516,609	304,578
均等割額	283,675	222,106	11,456	2,485	47,628	—
市民税額合計	7,844,101	6,572,247	319,560	83,479	564,237	304,578
市民税負担割合(%)	100	83.8	4.1	1.0	7.2	3.9
納税義務者数(人)	81,050	63,260	3,255	705	13,153	677
所得割人数(人)	72,247	58,636	2,602	567	9,765	677

(2) 課税標準額段階別市民税所得割額調

課税標準額の段階	納税義務者数(人)	所得金額(千円)	課税標準額(千円)	算出税額(千円)	所得割額(千円)
10万円以下	3,367	2,122,962	1,549,428	50,391	46,273
10万円を超え100万円以下	26,357	35,881,182	15,243,155	893,439	819,748
100 " 200 "	21,316	52,625,572	31,294,350	1,861,696	1,745,682
200 " 300 "	10,512	39,706,724	25,879,081	1,545,153	1,470,505
300 " 400 "	5,296	27,046,110	18,553,940	1,105,318	1,083,768
400 " 550 "	3,268	20,908,524	15,231,553	903,507	891,839
550 " 700 "	937	7,614,662	5,842,647	347,421	341,713
700 " 1,000 "	576	5,922,257	4,799,996	286,162	280,212
1,000万円を超える金額	618	15,833,209	15,849,186	908,445	880,686
合計	72,247	207,661,202	134,243,336	7,901,532	7,560,426

※ 「課税標準額の段階」には分離譲渡所得は含まれない。

(3) 課税標準額段階別控除対象配偶者、扶養控除及び事業専従者に関する調 (単位:人)

課税標準額の段階	控除対象配偶者		扶養控除 人員	扶養控除人員の内訳			事業専従者	
		うち老人配偶者		老人扶養	同居老親扶養	その他の扶養	青色	白色
1万円以下の金額	59	25	60	10	22	28	10	2
1万円を超え2万円以下	19	7	25	2	9	14	6	—
2 " 3 "	25	8	39	2	18	19	9	1
3 " 4 "	27	8	30	1	10	19	4	—
4 " 5 "	36	16	33	2	10	21	9	2
5 " 6 "	36	15	44	4	9	31	—	—
6 " 7 "	32	12	37	2	16	19	—	—
7 " 8 "	40	16	27	2	12	13	45	5
8 " 9 "	47	18	34	2	13	19	—	—
9 " 10 "	51	16	45	4	15	26	—	—
10 " 15 "	248	106	202	10	70	122	23	10
15 " 20 "	288	142	218	18	85	115	26	8
20 " 25 "	313	146	243	15	103	125	—	—
25 " 30 "	319	145	192	13	86	93	98	28
30 " 40 "	616	283	475	25	172	278	—	—

40 # 60 #	1,165	440	878	58	308	512	98	24
60 # 80 #	1,160	350	986	47	326	613	74	16
80 # 120 #	1,996	375	1,772	110	592	1,070	127	42
120 # 160 #	1,703	174	1,424	77	443	904	136	17
160 # 200 #	1,578	89	1,377	65	428	884	92	25
200万円を超える金額	6,320	180	7,018	391	1,802	4,825	844	88
合 計	16,078	2,571	15,159	860	4,549	9,750	1,601	268

2 法人市民税賦課状況（7月1日現在）

均等割別納税義務者数

区 分		均等割額(千円)	法人数(人)
資 本 金 の 額 等	① 1千万円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	60	3,113
	② 1千万円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	144	31
	③ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	156	560
	④ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	180	58
	⑤ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	192	119
	⑥ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	480	35
	⑦ 10億円を超え、市内の従業者数が50人以下の法人	492	147
	⑧ 10億円を超え50億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	2,100	10
	⑨ 50億円を超え、市内の従業者数が50人を超える法人	3,600	26
合 計			4,099

保険係

1 国民健康保険税賦課状況（7月1日現在）

(1) 医療保険分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・ 賦課限度額 540,000円
- ・ 所得割 8.2/100
- ・ 資産割 5/100
- ・ 均等割 30,000円
- ・ 平等割 26,000円
- ・ 課税内訳

区分	所得割(人)	資産割(人)	均等割(人)	平等割(世帯)
一般世帯	18,326	15,226	41,130	24,338
退職世帯	301	267	498	223
合 計	18,627	15,493	41,628	24,561

イ 軽減世帯及び限度額世帯

(単位:世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	6,125	3,507	2,766	12,398	765
退職世帯	40	42	45	127	2
合計	6,165	3,549	2,811	12,525	767

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数 (人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	24,338	41,130	3,272,269,152	134,451	79,559
退職世帯	223	498	37,918,967	170,004	76,143
合計	24,561	41,628	3,310,188,119	134,774	79,518

(2) 後期高齢者支援金分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 190,000円
- ・所得割 3.0/100
- ・資産割 1.5/100
- ・均等割 11,500円
- ・平等割 9,000円
- ・課税内訳

区分	所得割(人)	資産割(人)	均等割(人)	平等割(世帯)
一般世帯	18,326	15,226	41,130	24,338
退職世帯	301	267	498	223
合計	18,627	15,493	41,628	24,561

イ 軽減世帯及び限度額世帯

(単位:世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	6,125	3,507	2,766	12,398	843
退職世帯	40	42	45	127	2
合計	6,165	3,549	2,811	12,525	845

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	24,338	41,130	1,194,329,472	49,073	29,038
退職世帯	223	498	13,900,259	62,333	27,912
合計	24,561	41,628	1,208,229,731	49,193	29,024

(3) 介護保険分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 160,000円
- ・所得割 2.6/100
- ・資産割 1.5/100
- ・均等割 12,000円
- ・平等割 9,000円
- ・課税内訳

区分	所得割 (人)	資産割 (人)	均等割 (人)	平等割 (世帯)
一般世帯	6,225	4,451	12,570	10,249
退職世帯	116	105	237	191
合計	6,341	4,556	12,807	10,440

イ 軽減世帯及び限度額世帯 (単位:世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	2,211	1,245	1,043	4,499	381
退職世帯	82	31	38	151	3
合計	2,293	1,276	1,081	4,650	384

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	10,249	12,570	441,892,127	43,116	35,155
退職世帯	191	237	10,109,030	52,927	42,654
合計	10,440	12,807	452,001,157	43,295	35,293

(4) 国民健康保険税調定額

区分	世帯数(世帯)	調定額(円)
普通徴収対象世帯	21,836	4,493,490,800
特別徴収対象世帯	5,569	465,846,400
合計	27,405	4,959,337,200

2 後期高齢者医療保険料賦課状況（7月1日現在）

(1) 後期高齢者医療保険料の算定料率

- ・ 賦課限度額 570,000円
- ・ 所得割 8.54/100
- ・ 均等割 43,200円

均等割低所得者軽減額（円）			
9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減
38,880	36,720	21,600	8,640

(2) 保険料軽減区分別被保険者数

区分	内容	被保険者数（人）	
		普通徴収	特別徴収
一般	(所得-33万円) × 8.54% + 43,200円	1,345	6,215
9割軽減	世帯の合計所得が33万円以下で、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）の場合、均等割額を9割軽減。	394	3,564
8.5割軽減	世帯の合計所得が33万円以下の場合、均等割額を8.5割軽減。	243	3,483
5割軽減	世帯の合計所得が33万円+(27万円×被保険者数)以下の場合、均等割額を5割軽減。	145	1,983
2割軽減	世帯の合計所得が33万円+(49万円×被保険者数)以下の場合、均等割額を2割軽減。	153	1,958
被用者保険の被扶養者軽減	所得割額を免除、均等割額を7割軽減。	221	3,100
合 計		2,501	20,303

(3) 後期高齢者医療保険料調定額（現年度分）

区分	被保険者数(人)	調定額(円)
普通徴収	2,501	381,864,200
特別徴収	20,303	886,430,500
合 計	22,804	1,268,294,700

3 介護保険料賦課状況（7月1日現在）

(1) 介護保険料段階別保険料等

段 階	対象者	被保険者数(人)		年間保険料(円)
		普通徴収	特別徴収	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ・ 生活保護の受給者 ・ 世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 	870	6,147	27,540

第2段階	・世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	40	2,816	39,700
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	45	2,499	45,900
第4段階	・市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	644	8,531	52,000
第5段階	・市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	85	7,260	61,200
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以下の方	391	8,120	73,400
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方	254	5,138	79,500
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	246	3,306	91,800
第9段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	58	591	107,100
第10段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	23	243	122,400
第11段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上の方	55	383	137,700
合 計		2,711	45,034	

(2) 介護保険料調定額

区分	被保険者数(人)	調定額(円)
普通徴収対象者	2,711	174,560,560
特別徴収対象者	45,034	2,715,367,400
合 計	47,745	2,889,927,960